

令和3年度

町単独 那賀町総合体育館1期工事監理業務

仕 様 書

那 賀 町

# 仕 様 書

## 1 総則

- (1)受託者（以下「乙」という。）は、設計図書（図面、工事仕様書等（補足説明書及び同書に対する質問回答書を含む、以下同じ。）をいう。以下同じ。）、工事請負契約書及び関係法令の内容について熟知の上、工事現場の状況に精通し、工事が完全に施工されるよう公正な立場に立って、かつ責任をもって以下の監理業務を行うものとする。
- (2)委託者（以下「甲」という。）は、対象工事の監督員業務のうち、本仕様書で定める業務について乙に委託する。
- (3)乙は、本業務を履行するにあたり業務担当技術者を定めるものとする。また、乙は業務担当技術者のうちから監督員の業務を分担する者を定め甲に通知し、その承諾を得るものとする。
- (4)乙は工事監理にあたり、設計、施工内容上疑義が生じた場合は、速やかに那賀町業務担当職員（以下「町担当職員」という。）に通知し、町担当職員が必要と認めて派遣する設計者と協議のうえ、適切に監理を行うものとする。
- (5)その他、この仕様書に定める業務の処理に関して疑義が生じた場合は、速やかに甲乙協議して定めるものとする。

## 2 業務概要

- (1) 委託業務名 令和3年度 町単独 那賀町総合体育館1期工事監理業務
- (2) 路線名等 鷺敷体育館
- (3) 委託業務箇所 那賀郡那賀町和食郷
- (4) 業務対象工事

本業務の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、下記のとおりとする。

工 事 名	工 期	工事設計金額（税込み）	備 考
令和3年度 学校施設環境改善交付金事業 那賀町総合体育館1期工事	契約日の翌日～ 令和 4年 2月28日	79,266,000円	鷺敷体育館解体工事 及び駐車場整備

※業務対象工事が入札の不調等により契約できない場合は、本業務も無効とし契約は行わないものとする。

## 3 業務内容

- ア 設計図書に基づいて工事請負業者が作成する各種施工図、施工計画書、材料、仕上げ見本及び機器製作図の検討及び承諾。
- イ 設計変更が生じた場合の、町担当職員等との協議並びに設計変更図書の作成及び工事費の積算。
- ウ 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事施工状況の検査及び工事材料の試験若しくは検査。
- エ 契約の履行に関し、町担当職員が工事請負業者に対して行う指示、承諾又は協議についての事前の検討。
- オ 工事に関連する関係諸機関との協議。
- カ 関連する工事における工程等の調整。
- キ 町担当職員と工事請負業者及び関係機関等との連絡。
- ク 工事の内容に変更等の必要があると認められた場合、その理由及び事項の報告。
- ケ 対象工事の竣工検査及び部分払い検査に対する協力。
- コ 契約図書に基づき、工事請負業者から町担当職員に提出される書類等の整理。
- サ その他必要に応じた技術的協力の提供（工事竣工後における会計検査等への対応等）

#### 4 業務担当技術者の種別及び資格等

乙は、上記業務を完遂するため、次により担当技術者を工事現場に派遣し、業務を円滑に処理するものとする。

##### (1) 総括担当技術者

総括担当技術者は、建築士の資格を有し、かつ対象工事全般について、その設計意図を十分理解し、設計内容に精通すると共に、工事の施工監理について相当の経験及び能力を有する者とする。

#### 5 業務の処理要領

(1) 甲は町担当職員を定め乙に通知する。

(2) 甲は対象工事について、工事請負契約の締結又は変更を行った場合、若しくは工事請負業者に対して、この業務に関する内容の指示を与えたときは、遅滞なく乙にその内容を通知するものとする。

(3) 乙は、業務の経緯及び履行状況が確認できるように、必要な図書及び記録を整理し、町担当職員の指示により速やかに提出するものとする。

(4) 乙は、業務を処理した場合は、その都度その概要を町担当職員に書面及び口頭にて報告するものとする。

(5) 乙の担当技術者と町担当職員の上記以外の処理業務については、別表「工事監理業務処理要領表」によるものとする。

尚、別表に定めのない事項については、甲乙協議のうえ実施するものとする。

(6) 乙は、甲に下記の書類を提出するものとする。

尚、様式については甲の指示によるものとする。

##### ア. 着手時

- 委託業務着手届
- 委託業務担当技術者選任届
- 監理業務計画工程表

##### イ. 完了時

- 委託業務完了検査請求書
- 監理日誌、打合せ簿及び各種記録簿
- 工事監理業務処理結果表

##### ウ. その他必要な書類